

東京海洋大学海洋生命科学部における転学科に関する取扱要領

平成16年 4月1日

海洋大規第237号

改正 平成29年 2月20日海洋大規第 63号

改正 平成31年 3月22日海洋大規第 49号

- 第1 この要領は、東京海洋大学学則第30条第3項の規定に基づき、海洋生命科学部において転学科する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。
- 第2 転学科の時期は、第2年次の学年の始めとする。
- 第3 転学科を志望する学生は、第1年次後学期の所定の期間内に転学科願書を海洋生命科学部長（以下「学部長」という。）に提出しなければならない。
- 第4 転学科の志望先は、1学科のみとする。
- 第5 転学科に関することは東京海洋大学海洋生命科学部教務委員会（以下「委員会」という。）が行い、選考等については別に定める。
- 第6 転学科の許可は、転学科希望先の各学科及び委員会で選考のうえ東京海洋大学海洋生命科学部教授会の議を経て学部長が決定する。

附 則

この取扱要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成29年海洋大規第63号）

この取扱要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年海洋大規第49号）

この取扱要領は、平成31年4月1日から施行する。